

平成29年渇水のまとめ

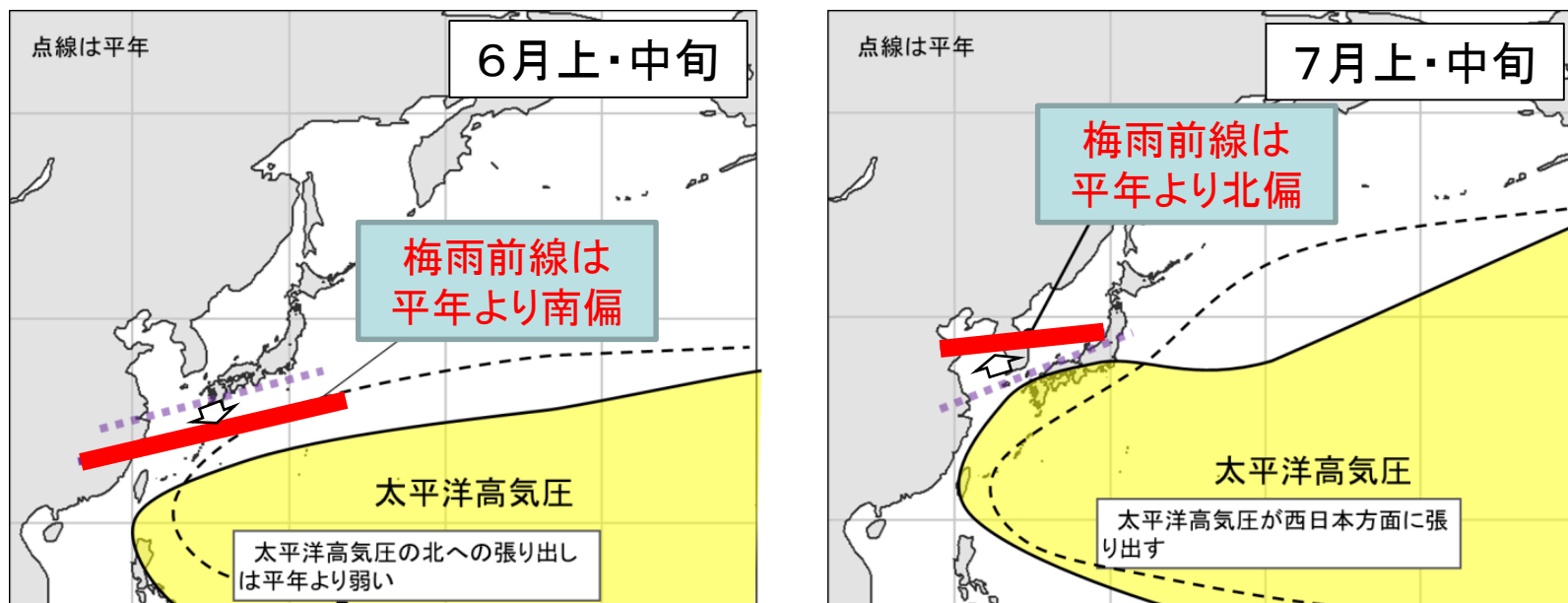
国土交通省 水管理・国土保全局

1. 平成29年渇水の概要

(1) 気象状況

- 4月下旬から5月にかけては、東日本太平洋側と西日本では高気圧に覆われた日が多く、降水量が少なかった。
- 梅雨前線は、6月には平年より南偏して日本の南海上に本州から離れて停滞することが多く、7月には一転して平年より北偏して日本海に停滞することが多かった。このため、東日本太平洋側と西日本では梅雨前線の影響を受けることが少なく、梅雨の時期の降水量が少ない地方が多かった。 (気象庁)

梅雨前線に関わる日本付近の気圧配置の模式図



- 上記の影響が顕著に生じた四国地方の吉野川流域においては、5月～8月の降水量が平年の6割程度と少なかった。
- 関東地方の荒川流域においても、2月の降水量が平年の2割程度と少なく、1月～6月までの降水量が平年の約6割程度と過去4番目に少なかった。

1. 平成29年渇水の概要

(2) 全国の渇水状況

平成29年に国管理河川で取水制限を行ったのは**12水系14河川**

※ 最大30%以上の取水制限を行ったのは8水系9河川

【平成29年に取水制限※1を行った国管理河川】

| No | 地整名 | 水系名 | 河川名 | 取水制限期間※2 |
|----|-----|-----|--------------------------|---------------------------|
| 1 | 関東 | 利根川 | 渡良瀬川 | 6/23 ~ 8/7 |
| 2 | | | 鬼怒川 | 7/6 ~ 8/10 |
| 3 | | 荒川 | 7/5 ~ 8/25 | |
| 4 | 中部 | 矢作川 | 矢作川 | 7/25 ~ 8/8 |
| 5 | | | 木曾川 | 6/30 ~ 7/5 |
| 6 | | 櫛田川 | 6/22 ~ 8/9 | |
| 7 | | 宮川 | 6/22 ~ 8/9 | |
| 8 | 中国 | 斐伊川 | 斐伊川 | 6/19 ~ 8/16 8/30 ~ 9/1 |
| 9 | 四国 | 吉野川 | 吉野川 | 6/17 ~ 9/19 |
| 10 | | | 銅山川 | 4/3 ~ 8/7 |
| 11 | | 那賀川 | 4/1 ~ 4/13 6/3 ~ 6/21 | |
| 12 | | 物部川 | 6/13 ~ 6/21 | |
| 13 | 九州 | 重信川 | 石手川 | 7/1 ~ 8/9 9/12 ~ 9/19 |
| 14 | | | 嘉瀬川 | 9/7 ~ 12/28 |

①渡良瀬川 6月23日～8月7日

最大10%の取水制限
(水道用水、農業用水)

⑧斐伊川 6月19日～8月16日、
8月30日～9月1日

最大約50%の取水制限※
(水道用水、農業用水)

※出雲市上島地点での利水補給量を、
正常流量の約40%減としており、利水
者はその範囲内で取水

⑩銅山川 4月3日～8月7日

最大水道用水5%、
工業用水30%の取水制限

②鬼怒川 7月6日～8月10日

最大10%の取水制限
(水道用水、農業用水、工業用水)

③荒川 7月5日～8月25日

最大20%の取水制限
(水道用水、農業用水)

④矢作川 7月25日～8月8日

最大水道用水20%、農業用水30%、
工業用水40%の取水制限

⑤木曾川 6月30日～7月5日

最大水道用水5%、農業用水10%、
工業用水10%の取水制限※

※水道用水の全部及び工業用水の一部利水者にお
いては、他ダムからの補填により、実質的な取水
制限は生じない。

⑥櫛田川 6月22日～8月9日

最大水道用水、農業用水、
工業用水全体で約30%相当の取水制限※

※ダムからの放流量を概ね30%減

⑦宮川 6月22日～8月9日

最大35%の取水制限
(農業用水)

⑨吉野川 6月17日～9月19日

最大35%の取水制限
(水道用水、農業用水、工業用水)

⑭嘉瀬川 9月7日～12月28日

最大水道用水10%、農業用水30%、
工業用水10%の取水制限

⑬石手川 7月1日～8月9日、
9月12日～9月19日

最大水道用水5%、農業用水22.2%、
かんがい用水10%の取水制限

⑫物部川 6月13日～6月21日

最大30%の取水制限
(農業用水)

⑪那賀川 4月1日～4月13日、
6月3日～6月21日

最大45%の取水制限
(農業用水、工業用水)

1. 平成29年渇水の概要

(3) 渇水の概要

- 国管理河川で取水制限を行ったのはすべての国管理河川の1割強の12水系14河川(直近の10年間で平成25年、平成20年に続く3番目の数)。
- このうち、関東地方の荒川流域においては、平成9年3月以来、20年ぶりとなる取水制限を実施。
- 四国地方の吉野川流域においては、95日間の取水制限を実施(直近の10年間で平成20年に続く2番目の長さ)。

【荒川流域の渇水概要】

- 7/4 渇水調整協議会臨時会
(取水制限10%の実施決定)
- 7/5 取水制限10%実施
- 7/20 渇水調整協議会臨時会
(取水制限20%に引き上げ決定)
- 7/21 取水制限20%実施
- 8/7 取水制限一時緩和(制限なし)
- 8/25 取水制限の全面解除

【吉野川流域の渇水概要】

- 6/14 自主節水(未利用水60%)
- 6/16 水利用連絡協議会(第一次取水制限実施決定)
- 6/17 第一次取水制限
(新規用水20%、未利用水100%)
- 6/21 取水制限一時解除(未利用60%)
- 7/4 水利用連絡協議会(第二次取水制限実施決定)
- 7/5~28 取水制限一時解除(未利用54%)
- 8/8~9/1 取水制限一時解除(未利用54%)
- 9/8 第二次取水制限開始
(新規用水35%、未利用水100%)
- 9/18 取水制限一時解除(未利用54%)
- 9/19 取水制限全面解除

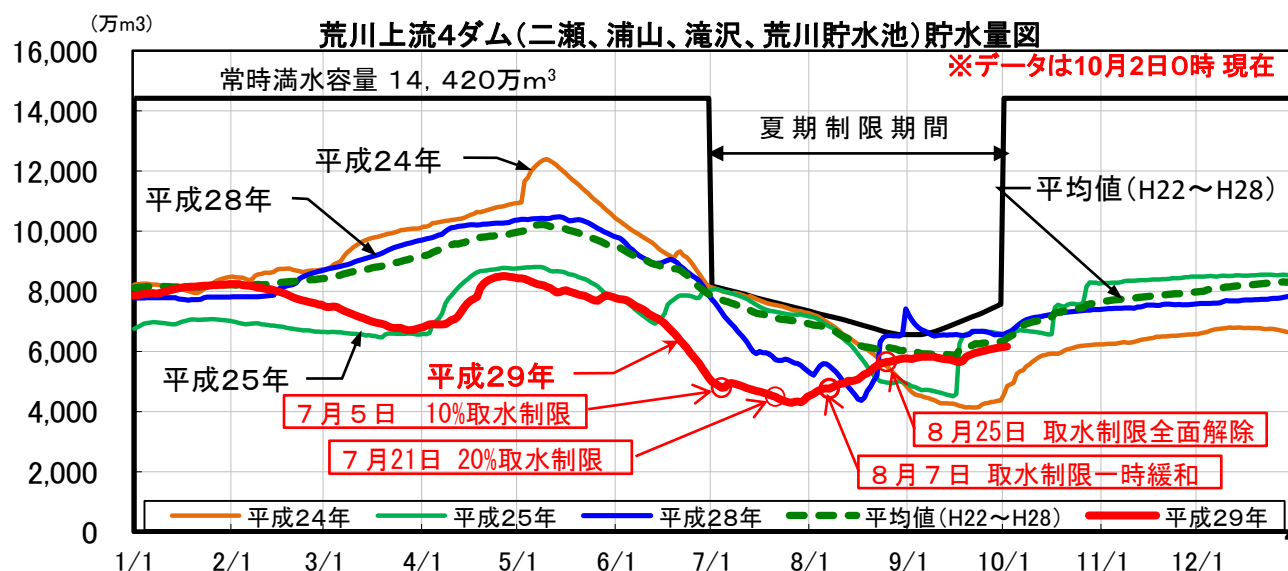
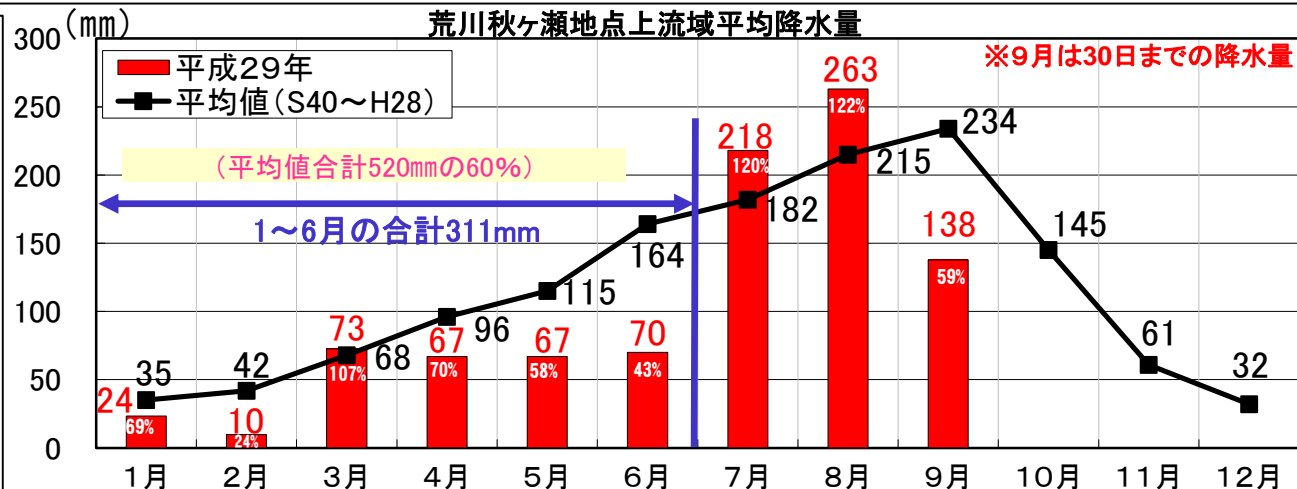
1. 平成29年渇水の概要

(4) 渇水の要因と状況(荒川流域)

- 1月～6月の降水量が平年の約6割程度と過去4番目に少なく、平年に比べ、春先の段階で貯水量が低下。
- さらに、水需要が増加するかんがい期に河川流量が減少し、ダムから補給したことにより貯水量が急速に低下したが、7月下旬以降の降雨により貯水量が回復。

【降水量の状況と貯水量の推移】

- 2月の降水量は平年の24%と極端に少なく、貯水量が低下。
- 更に5月から少雨に加え、農業用水や都市用水の水需要に合わせ、ダムから補給した結果、貯水量が大幅に低下。
- 引き続き、水需要に対応するため、7月上旬から取水制限によりダムの貯水量の低下を抑制。
- 8月上旬の台風5号等の降雨により河川の流量が増加し、8月7日より取水制限を一時緩和、8月25日にはダム貯水量が回復し、取水制限を全面解除。



1. 平成29年渇水の概要

(5) 渇水の要因と状況(吉野川流域)

- 5月～8月の降水量が平年の6割程度と少なく、平年に比べ、5月下旬から貯水量が大幅に低下。
- さらに、夏期の取水量の増大にあわせダムから補給したことにより貯水量が急速に低下したが、9月に入り台風18号等の降雨により回復。

【降水量の状況と貯水量の推移】

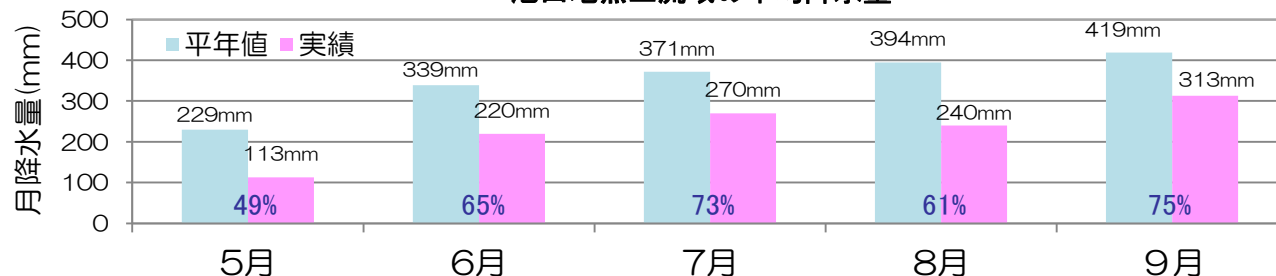
○池田地点上流域の降水量は5月～8月まで平均の6割程度

○5月21日からのかんがい期の水需要の増加に合わせ補給した結果、貯水位が大幅に低下

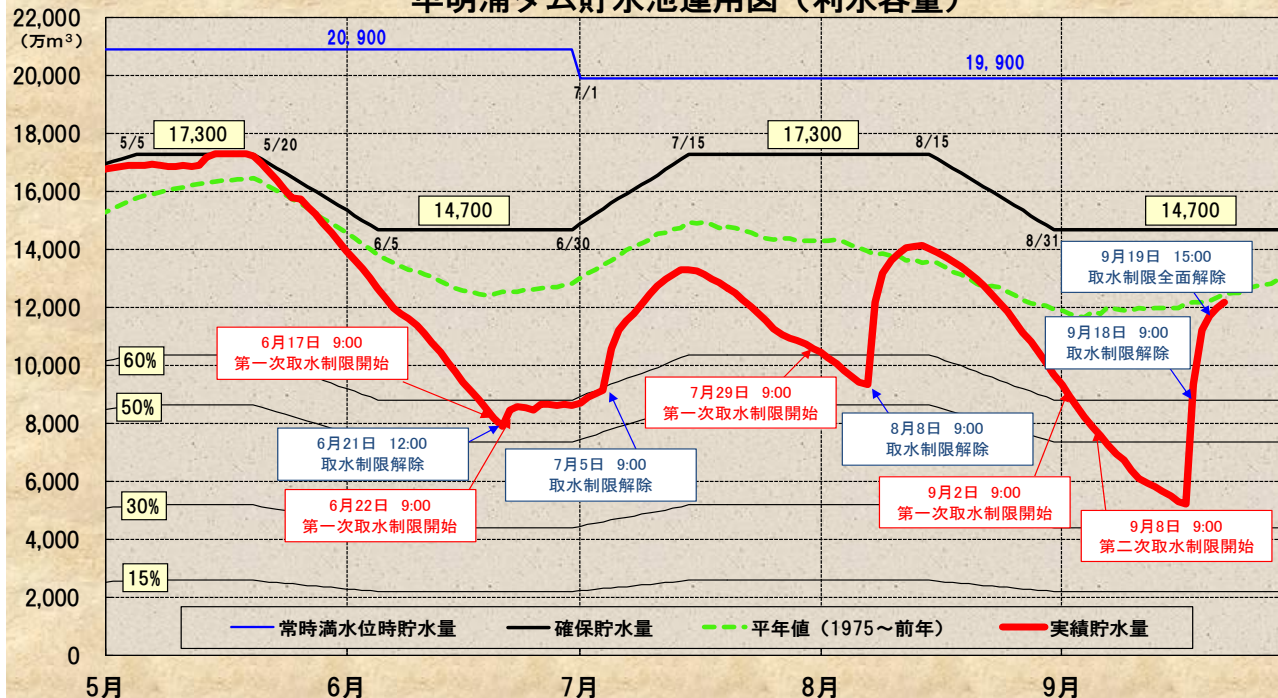
○引き続きかんがい期の水需要に対応するため、取水制限によりダムの貯水量低下を抑制

○台風18号等の降雨により貯水量が回復し、9月18日に一時解除、19日には全面解除

池田地点上流域の平均降水量



早明浦ダム貯水池運用図(利水容量)



2. 渇水への対応

- 国土交通省においては、国土交通省渇水対策本部を設置し、幹事会にて石井国土交通大臣の指示伝達と今後の対応について確認した。
- 政府においては、渇水対策関係省庁会議幹事会（課長クラス）を開催し、各省の取組について情報共有と、節水の取組を行っていくことを確認した。
- 全国21河川で渇水調整協議会等が開催され、河川管理者としては、水利使用の円滑な調整のため、ダムの貯水量の見通しなど必要な情報の提供を行った。
- 利水者においては、渇水被害を軽減するため渇水調整協議会等の場で水利用について協議を行い、全国14河川で取水制限を実施することを決定した。

【国土交通省渇水対策本部】

- 7月5日 幹事会（課長クラス）の開催
- ・石井国土交通大臣の指示伝達と今後の対応について確認
- ①「利水者間の渇水調整の実施」について
各水系での渇水対策協議会等を通じ、利水者間の円滑な調整を図ること。
- ②「渇水に関わる情報の共有と発信」について
渇水に関わる情報を共有・発信するとともに、限られた水資源を有効に活用するべく、国民に節水等の協力を呼びかけること。
- ③「今後の対応への準備」について
今後渇水の影響が拡大した場合に備え、関係部局において、必要な措置が講じられるよう準備を開始すること。

【渇水調整協議会等による水利用の調整】



平成29年度吉野川水系水利用連絡協議会第3回協議会(H29.9.11)

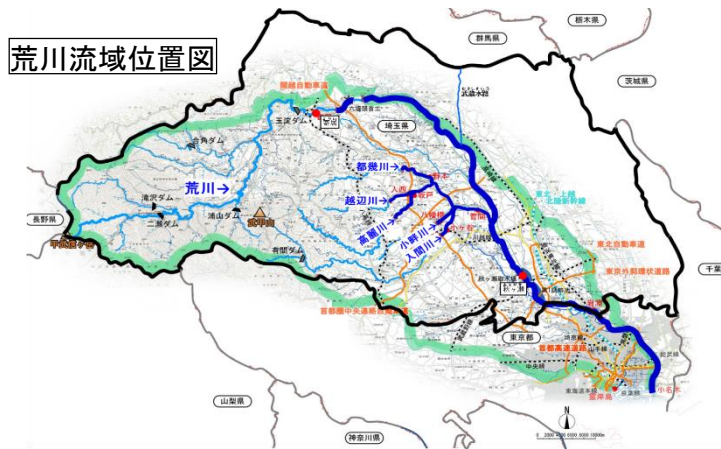
3. 施設整備による効果

(1) ダムからの補給(荒川流域)

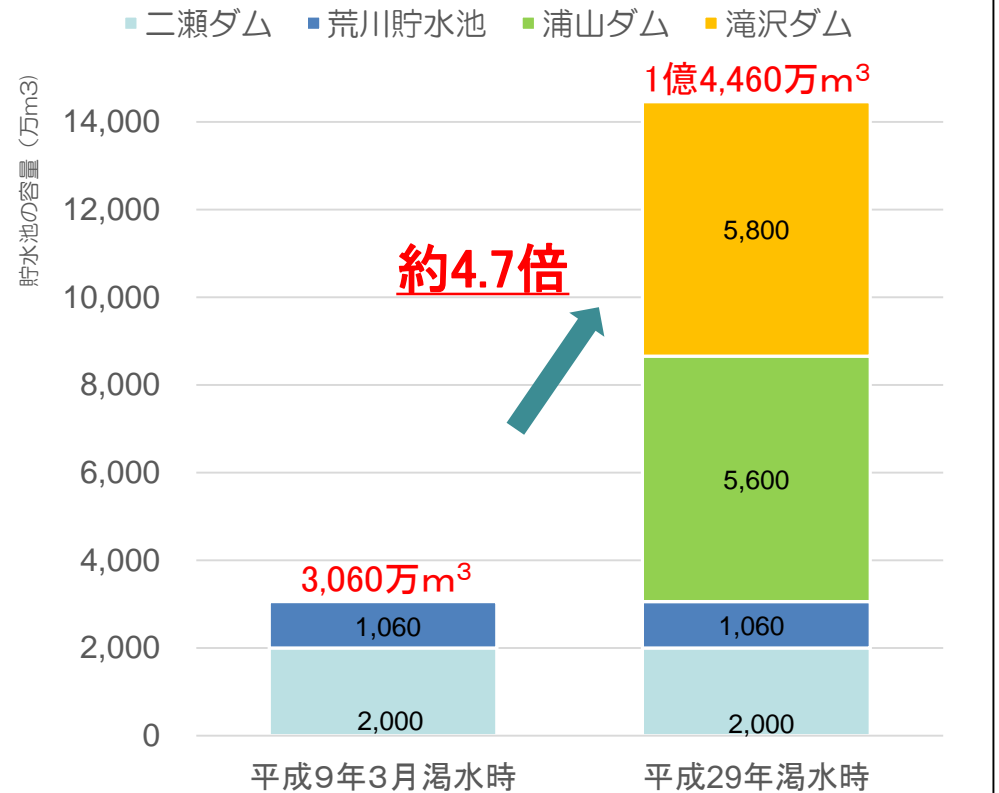
○荒川水系では、平成9年3月の渇水以降、平成11年3月に浦山ダム、平成23年3月に滝沢ダムが完成し、それまでに運用されていた二瀬ダムと荒川貯水池で確保していた合計**3,060万 m^3 の約4.7倍の貯水容量1億4,460万 m^3 を確保**。

【荒川水系の水資源整備と渇水】

- 昭和36年12月:二瀬ダム 完成
- 平成6年渇水8月～9月:一時緩和期間も含み34日
(最大29%取水制限)
- 平成9年3月:荒川貯水池(彩湖) 完成
- 平成9年渇水3月:一時緩和期間も含み21日
(最大8%取水制限)
- 平成11年3月:浦山ダム 完成
- 平成23年3月:滝沢ダム 完成
- 平成29年渇水7月～8月:一時緩和期間も含み52日
(最大20%取水制限)



【荒川の水資源開発施設の整備状況】



3. 施設整備による効果

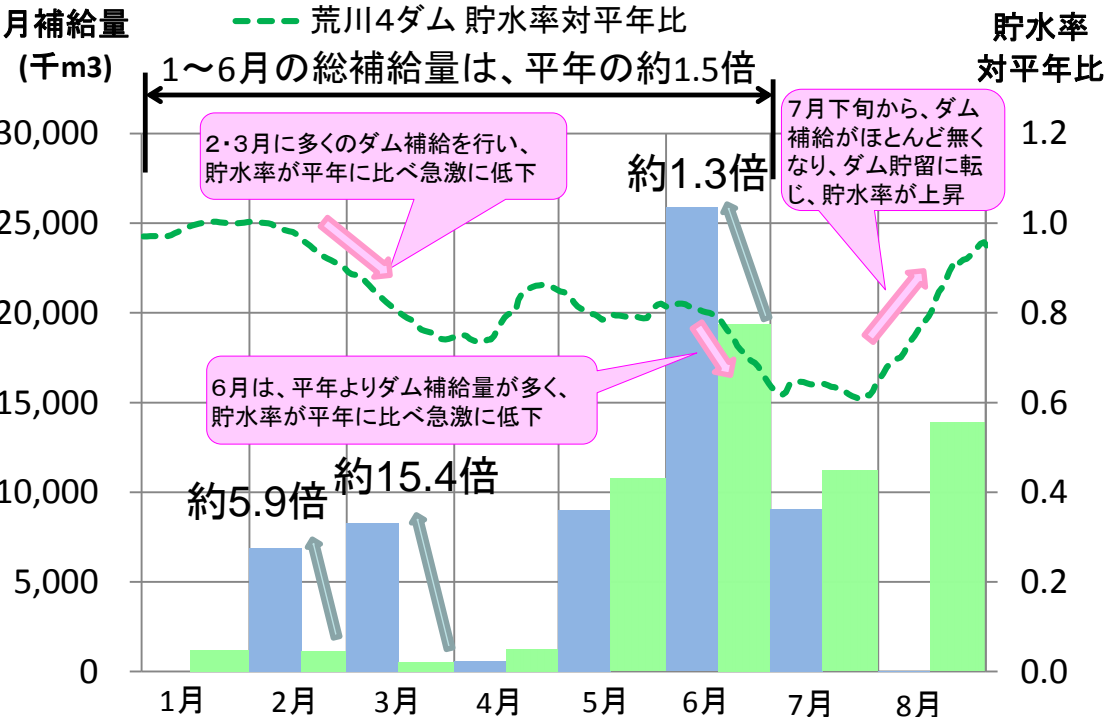
(1) ダムからの補給(荒川流域)

- 1～6月の降水量が平年の約6割であったことから、ダムからの補給を平年より早い2月から実施し、2～3月の補給は平年の約5.9～約15.4倍。
- 6月についてもダムからの補給が平年の約1.3倍となり、1～6月全体では平年の約1.5倍の水量を補給し、河川流量を維持することで安定的な水利用に寄与。
- 今回の渇水で、断水等の深刻な影響は発生しなかったが、滝沢ダムの整備により、取水制限日数は58日短縮されたと推定される。また、浦山ダムと滝沢ダムの両ダムがなければ、貯水量が枯渇し、給水制限や断水等の危機的な渇水に陥ったと推定される。

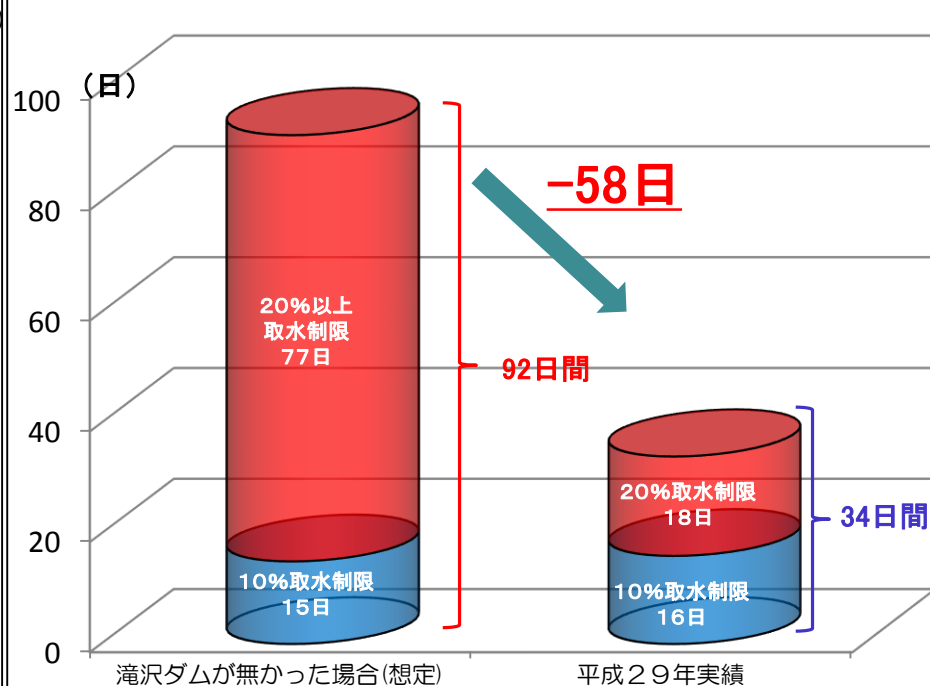
【月毎のダム補給量と貯水率対平年比】

■ H29補給量 ■ 5ヶ年平均補給量(H24～H28)

--- 荒川4ダム 貯水率対平年比



【平成29年渇水における滝沢ダムの渇水軽減効果】

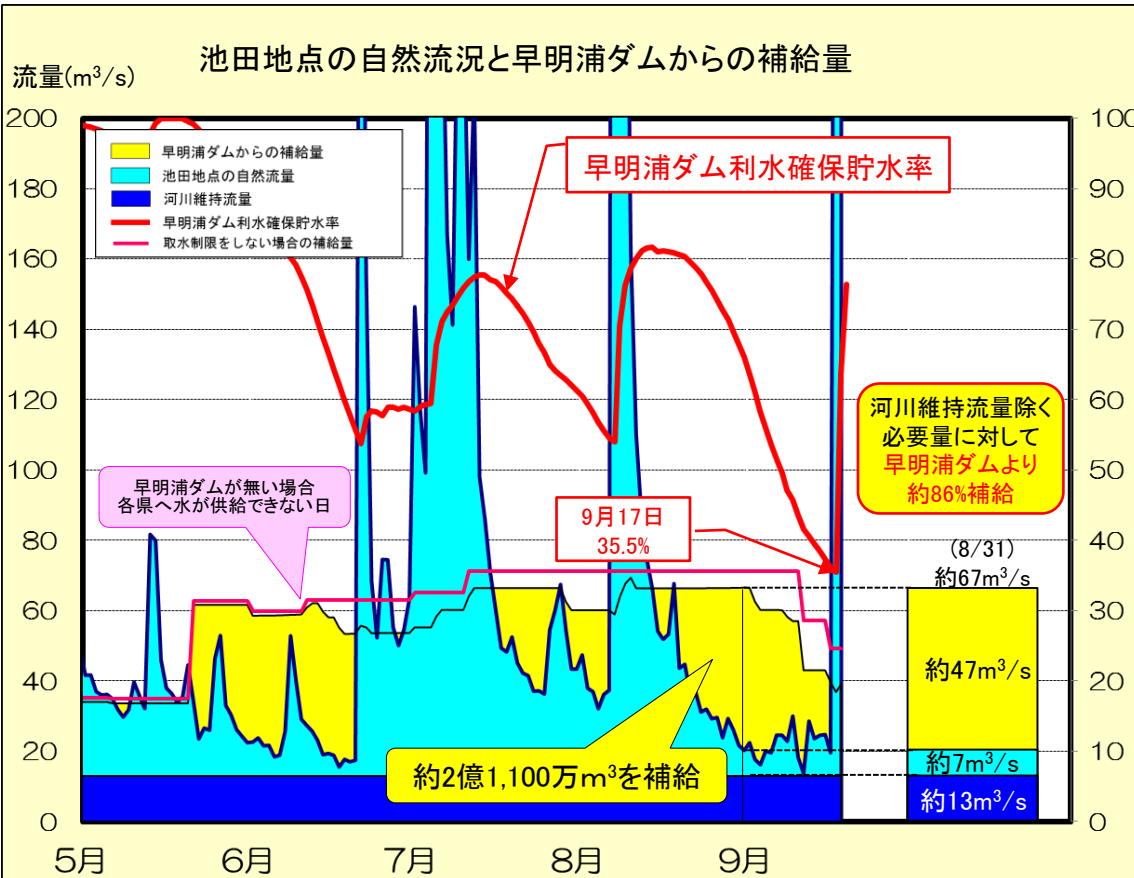


● 滝沢ダムなし: 5月26日～ 92日間
 ● ダムあり: 7月5日～ 34日間(※一時緩和期間を除く)

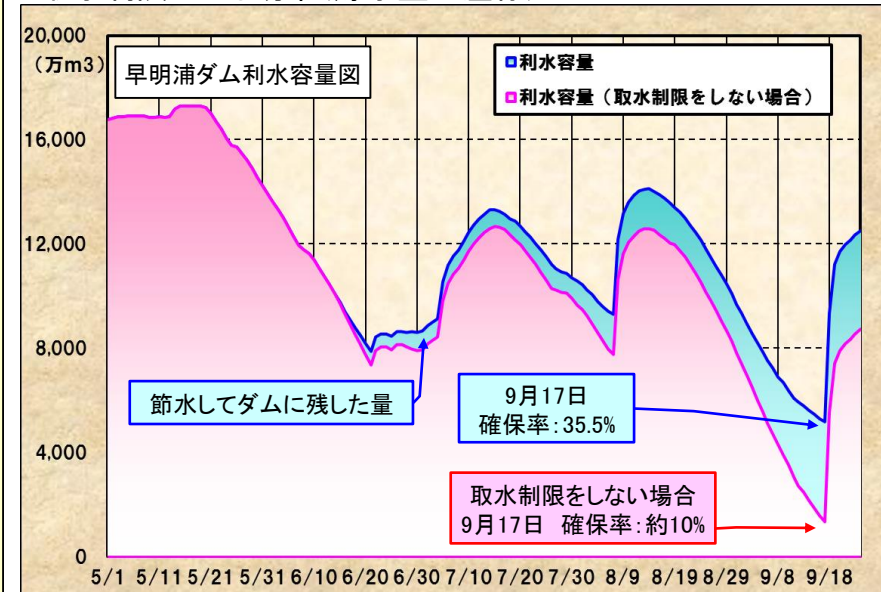
3. 施設整備による効果

(2) ダムからの補給(吉野川流域)

- 徳島県・香川県へ早明浦ダムから5月1日から9月18日の141日間のうち92日間で、約2億1,100万m³の水を補給し、約133万人の生活用水、約3.5万haの水田等を支えた。
- 必要な水利流量の内、最大で約86%を早明浦ダムから補給。
- 取水制限を順次強化することで、貯水容量をできるだけ温存し、その結果、断水等の深刻な影響には至らなかった。



・取水制限による効果(貯水量の温存)



平成20年夏渇水の第四次取水制限時では、高松市・丸亀市・善通寺市・多度津町・三木町・坂出市が給水制限を実施。

3. 施設整備による効果

(3) 水路ネットワークによる水系をまたいだ水利用

○首都圏の都市用水(水道用水、工業用水)、広大な関東平野の農業用水は、利根川、荒川水系のダム群、武蔵水路や北千葉導水路等の**広域ネットワーク**により支えられている。荒川において取水される都市用水は、約7割が利根川上流8ダムから供給され、今回渇水が発生した平成29年においても武蔵水路により、**1月～8月まで約5億m³が導水**され、荒川流域の水需要を支えた。

【利根川上流ダム群】

【鬼怒川上流ダム群】

【荒川上流ダム群】

【武蔵水路】
(利根川から荒川への都市用水の導水)

【北千葉導水路】
(利根川本川下流と江戸川の流況調整)

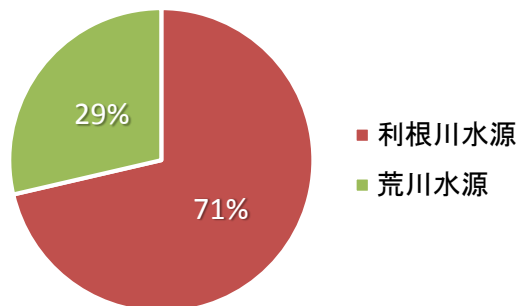
【武蔵水路】

利根川の利根大堰より取水された都市用水を荒川に導水し、東京都・埼玉県に供給。

【利水施設と広域ネットワーク】

貯留機能を持つダム群などの利水施設と導水施設などの広域ネットワークの整備により近隣の水系からの融通が可能となることで渇水被害の軽減につながる。

荒川にて取水している都市用水の水源別割合



5. 広報による渇水対応

○道路情報表示板等を活用した節水広報、鉄道駅・交通ターミナルにおける節水広報、メディアを活用した呼びかけ、各自治体で様々な媒体を通じた節水広報など幅広い広報活動を実施した。

ポスター等(ダムカード)で節水PR



裏: 渇水時

表: 満水時

ダムカード(渇水バージョン)を配布

TV出演時の呼びかけ



7月16日 NHK「おはよう日本」

交通機関で節水PR



新宿南口交通ターミナル (バスタ新宿)



埼玉県若葉駅 (東武東上線)

情報掲示板で節水PR



荒川橋ダム放流警報表示板

公用車による節水PR



(さいたま市)

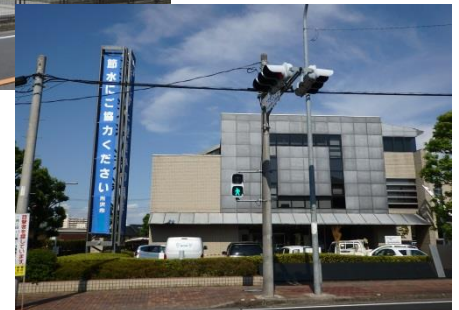


(高松市)

庁舎訪問者や通行者に対して節水PR



(さいたま市)



(所沢市)

気象情報で節水PR



関東甲信地方や荒川流域の都県に対する少雨に関する気象情報で、国土交通省による節水の呼びかけをPRしました(関東甲信地方:1回、荒川流域の都県:のべ2回)。

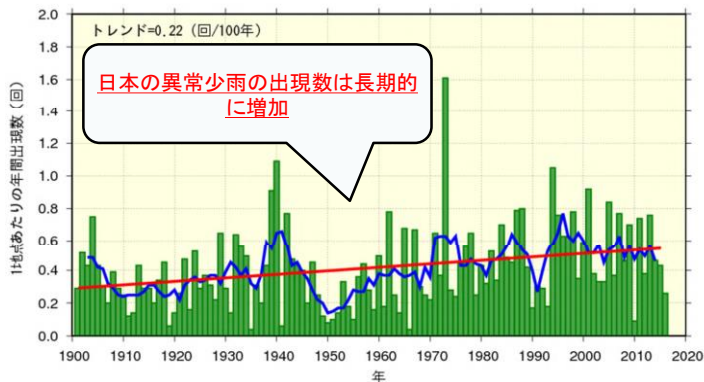
国土交通省では、節水にご理解とご協力を呼びかけています。

6. 現状の渇水評価と将来の渇水見通し

- 異常少雨の増加と降水量の変動幅の拡大により、依然として毎年のように全国的に取水制限などの渇水が発生している。
- 将来の気候変動の影響により雨の量や降り方も大きく変化し、今後も全国的に無降雨日数が増加し、河川流況が変化する可能性がある。このような変化により、渇水の頻発化が予測され、全国的に渇水リスクが高まり水源が枯渇する危機的な渇水が懸念される。

【現状の渇水評価～降水量及び渇水影響の傾向】

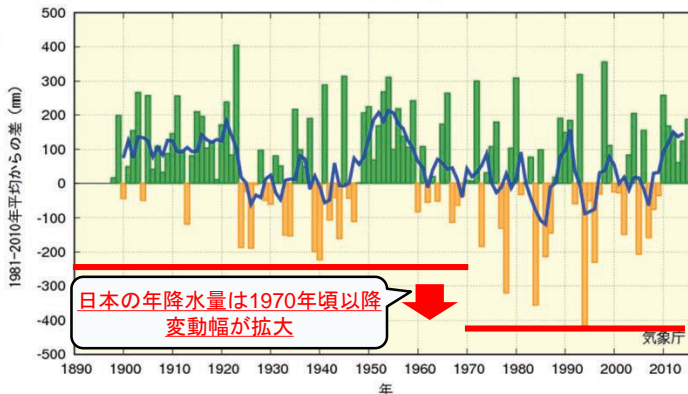
[51地点平均] 異常少雨（極値1～4位）の出現率



異常少雨(少ない方から1～4位)の年間出現数の経年変化

※1901～2016年の月降水量における異常少雨の年間出現数。年々の値はその年の異常少雨の出現数の合計を有効地点数の合計で割った値で、1地点あたりの出現数を意味する。折れ線は5年移動平均、直線は期間にわたる変化傾向を示す。 出典)気候変動監視レポート2016 気象庁

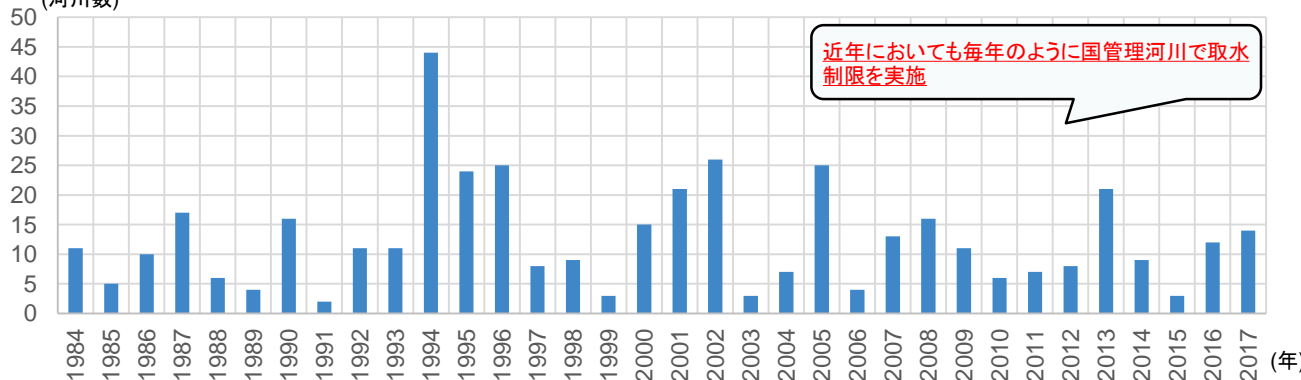
日本の年降水量偏差



日本における年降水量の経年変化(1898～2016年)

※棒グラフは国内51観測地点での年降水量の偏差(1981～2010年平均からの差)の平均値、青線は偏差の5年移動平均。
出典)気候変動監視レポート2016 気象庁

(河川数)

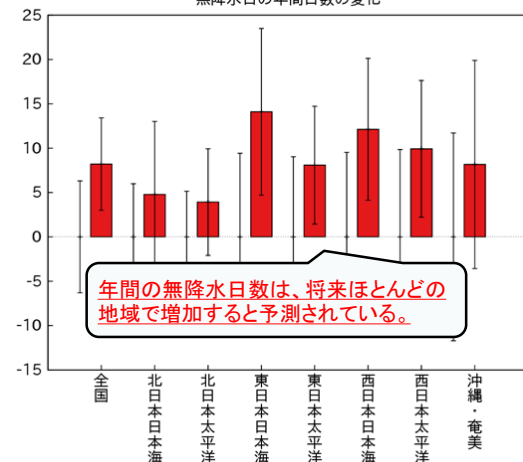


過去33年間の国管理河川における取水制限の推移

出典)国土交通省水資源部作成

【将来の渇水の見通し】 気候変動による影響の将来予測

無降雨日の年間日数の変化



地域別の年平均無降雨日数の変化

※非静力学地域気候モデル(NHRCM、解像度5km)による地域別の年平均無降雨日数の変化予測。棒グラフは1980～1999年平均と2076～2095年の差を表わし、縦棒は年々変動の標準偏差(左:1980～1999年、右:2076～2095年)を示す。A1Bシナリオによる予測結果に基づく。
出典:気象庁、2017 地球温暖化予測情報第9巻

年超過確率1/10に対応する 渇水流量の変化比率(21世紀末)

気象研究所全球気候モデル(MRI-AGCM20km)、SRES A1Bシナリオを利用。現在気候(1979～2003年)に対する21世紀末(2075～2099年)の変化比率を示す



出典)国土技術政策研究所気候変動適応研究本部「国総研資料749号 気候変動適応策に関する研究(中間報告)」

7. 今後の渇水に向けた取組

○将来の気候変動や危機的な渇水時の取組として、ハード対策とソフト対策を一体的に推進することの重要性が平成29年5月の国土審議会：答申「リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方」で指摘されているところであり、今後これらの取組を具体化し、渇水に強い地域づくりに向けて検討していく必要がある。

ハード対策：**施設整備の着実な推進、連絡管の整備、ダム群連携、ダムのかさ上げを図るダム再生事業などの既存施設の徹底活用。**

ソフト対策：**用途外の容量の活用、水利使用の調整、代替水源の活用、渇水対応タイムライン(時系列の行動計画)の策定。**

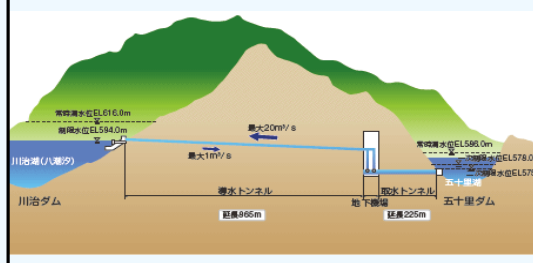
ハード対策(既存施設の徹底活用例)

連絡管の整備



東京・川崎 登戸連絡管(用水の相互融通)
出典)東京都水道局資料

ダム群連携

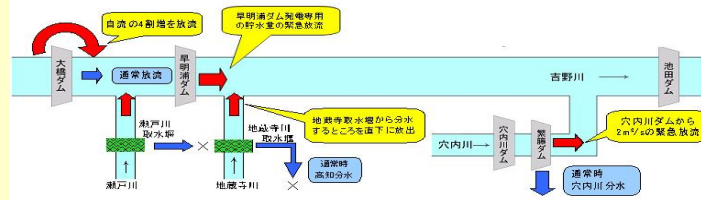


五十里ダムと川治ダムのネットワーク図
(利根川水系、既設ダム群を導水路で連携)
出典)関東地方整備局HP

主なソフト対策(渇水被害を軽減する対策)

用途外の容量の活用

- 平成17年渇水において、早明浦ダムの枯渇による社会経済活動への影響を極力軽減するための緊急措置について、関係者が協議、調整。
- ダムの発電専用容量からの緊急放流といった対策を実施。



吉野川における特別措置(イメージ)

出典)四国地方整備局資料

渇水対応タイムラインの作成

| 平常時 | | 渇水対応時 | | | |
|--------------|---------------|--|--|--|---|
| 平常時 | | 渇水対応タイムライン(イメージ) | | | |
| 渇水段階 | あらかじめの対応(平常時) | 渇水対応の準備時 | 渇水時 | 深刻な渇水時 | 危機的な渇水時 |
| 給水制限 | — | — | 減圧給水 | 時間断水 | 長期断水 |
| 国・都道府県・市 | 調整・対応等 | ◆ 渇水対策本部等の体制の整備 ◆ 節水・渇水に関する広報 ◆ 広報・メディアとの連携 ※積雪量等にに応じた早期対応の実施 | ◆ 公共施設の節水(プール、公園の散水、噴水中止等) ◆ 情報の提供・共有 | ◆ 用途間転用(許容量の範囲内で転用) ◆ 水融通・水輸送や優先給水の調整 ◆ 自衛隊出動要請 | ◆ 緊急病院等への緊急水の指定配水 ◆ 転院の支援 ◆ 衛生施設(トイレ)の確保 |
| 者・ダム等の施設管理者等 | 水を提供する側 | ◆ 海水淡水化施設、給水タンク、輸送のためのトラック、水備蓄(ペットボトル等)等の事前準備 ◆ 渇水対策本部等の体制の整備 | ◆ 節水の呼び掛け ◆ 給水制限(減圧) | ◆ 水融通の調整 ◆ 給水制限(時間断水) ◆ 用途外容量(発電、堆砂容量)の活用、複数ダムの統合運用の実施 | ◆ 広域的な水融通 ◆ 病院、福祉施設への優先給水 ◆ 緊急給水(ペットボトル等) |
| 住民等 | 水を利用する側 | ◆ 節水、雨水・再生水の利用 | ◆ 一般家庭の節水(風呂、洗濯、洗車等の節水) | ◆ 生活様式の変更 ◆ 工場の操業短縮等 | ◆ 最低限の水利用 |

※渇水対応タイムラインは、地域の実情に応じ、関係者による渇水対応協議会において作成予定。 出典)国土交通省水資源部作成

8. 渇水に向けた自治体の取組事例

○徳島県は、「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」(平成29年4月1日施行)に基づき、渇水被害を最小限にとどめるよう、**県民・水利使用者などがとるべき行動を示した計画(事前渇水行動計画)**を**那賀川**と**吉野川**で策定し、渇水に対して行動計画を参考に適切に行動するよう県民・水利使用者へ呼びかけを実施。

○**現状**における「渇水の深刻度」を**注意喚起レベル**として表記し、わかりやすい情報として、ウェブサイトで発信。

事前渇水行動計画(吉野川の例)

事前渇水行動計画(吉野川 夏渇水)(4月頃から9月頃)

- この計画は、渇水被害を最小限にとどめるため、「早明浦ダムの貯水率」に応じて、想定される県などが講じる対策、水利使用者や県民・事業者がとるべき行動を示したものです。
- 「渇水等の期間」は、無降雨を条件に算定したおおよその目安です。

●水は限りある貴重な資源です。
●日頃から、水に関心をもち、節水に心がけましょう！

| 早明浦ダム貯水率 | 渇水の状態・期間 | 注意喚起レベル | 自治体 | | | | |
|-------------|--|---------|---|---|--|--|--|
| | | | 県及び河川管理者 | 市町村 | 水利使用者(水道用水・工業用水・農業用水) | 県民・事業者 | |
| 100%~70%程度 | 渇水発生前 20日程度 平時 | 平 | <ul style="list-style-type: none"> 【県民へ水資源の啓発】 ◆水資源や節水に関する広報・イベント等での節水の呼びかけ(パンフレット配布、パネル表示等) 【平時からの適正な施設管理】 ◆庁舎等の水回りの整備・点検 【事前行動・情報収集】 ◆気象情報、ダム貯水率など ◆適正な利水補給、河川環境の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 【住民への水資源の啓発】 ◆水資源や節水に関する広報 【平時からの適正な施設管理】 ◆庁舎等の水回りの整備・点検 【事前行動・情報収集】 ◆気象情報、ダム貯水率など | <ul style="list-style-type: none"> 【平時からの節水】 ◆一般家庭・事業所での節水(風呂(残り湯を洗濯などに利用)・洗濯(ためずす)・歯みがき(こまめに蛇口を閉める)・洗濯(雨水の利用など)・トイレ(水を何度か流さない)・大・小レバーの使い分け) ◆節水コマの活用 など | <ul style="list-style-type: none"> ◆節水情報の提供 | |
| 70%程度~80%程度 | 自主節水期 5日程度 貯水率が減少傾向にあり、水利利用を自主的に制限している状況 | イエローレベル | <ul style="list-style-type: none"> 【県民等へ情報発信】 ◆渇水情報の提供・節水呼びかけ(ホームページ、道路情報板 など) ◆節水に関する啓発活動(道交)・関係機関による対策の協議 【適正な河川管理】 ◆適正な利水補給、河川環境の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 【情報確認・住民への発信】 ◆住民への節水呼びかけ(ホームページ、広報誌 など) ◆節水に関する啓発活動(道交) | <ul style="list-style-type: none"> 【自治体情報の確認・対策検討】 ◆ユーザーに対する節水要請 | <ul style="list-style-type: none"> 【自治体情報の確認】 ◆一般家庭・事業所での節水促進(風呂(残り湯を洗濯などに利用)・洗濯(ためずす)・歯みがき(こまめに蛇口を閉める)・洗濯(雨水の利用など)・トイレ(水を何度か流さない)・大・小レバーの使い分け) ◆節水コマの活用 など | <ul style="list-style-type: none"> ◆節水情報の提供 |
| 60%程度~15%程度 | 取水制限期間 20日程度 貯水率の減少が進行し、段階的に水利利用の制限を強化している状況 | オレンジレベル | <ul style="list-style-type: none"> 【渇水対策の推進】 ◆渇水情報の提供・呼びかけ(各種広報媒体など) ◆庁舎等における節水 ◆水利使用者への状況説明 ◆営業・農薬用水相談窓口の設置、被害防止技術等の周知 ◆水融通の調整など ◆「渇水対策本部」設置(渇水の影響が深刻かつ広範囲に及ぶ場合)・被害情報の収集、対策の調整 ◆水利利用協議会の開催(道交)・関係機関による対策の協議 【適正な河川管理】 ◆適正な利水補給、河川環境の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 【渇水対策の推進】 ◆住民への節水呼びかけ ◆庁舎等における節水 ◆「渇水対策本部」設置(被害情報の収集・節水呼びかけ等の強化) | <ul style="list-style-type: none"> 【自治体情報の確認・対策推進】 ◆水道用水<運搬会議>(各施設広域団体など)・衛生管理の強化 ◆工業用水<節水・調整>(使用者への節水依頼・バルブ調整、配水圧の調整・自己水取等)で補給 ◆農業用水<節水・復旧利用>(使用者への節水依頼・バルブ調整、ゲート調整・ポンプ運転の制限) ◆利水者間での水融通 | <ul style="list-style-type: none"> 【自治体情報の確認】 ◆節水の利用 ◆一般家庭・事業所での節水強化(風呂(残り湯を洗濯などに利用)・洗濯(ためずす)・歯みがき(こまめに蛇口を閉める)・使用者への節水依頼・トイレ(水を何度か流さない)・大・小レバーの使い分け) ◆節水コマの活用 など | <ul style="list-style-type: none"> ◆節水情報の提供 ◆渇水対策の発信 |
| ~0% | 異常渇水期 5日程度 貯水率が根柢ゼロ又はゼロの状況 | レッドレベル | <ul style="list-style-type: none"> 【渇水対策の強化】 ◆渇水情報提供の強化 ◆水融通の調整など | <ul style="list-style-type: none"> 【渇水呼びかけ等の強化】 | <ul style="list-style-type: none"> 【自治体情報の確認・対策強化】 ◆自治体が発信する情報の確認・頻度の強化 ◆利水者間での水融通の強化 | <ul style="list-style-type: none"> 【自治体情報の確認】 ◆自治体が発信する情報の確認・頻度の強化 ◆節水の水利 | |

※異常な渇水(ダムバンク)の発生年:H6年(7.24)、H17年(8.19~8.21、8.1~8.5)、H20年(8.31~9.19)

ウェブサイトにおけるわかりやすい情報発信



徳島県の渇水情報

【渇水情報】

渇水情報はここをクリック



【渇水対策】

< 渇水対策本部 > 継続中!

< 事前渇水行動計画 >

県は、「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」(平成29年4月1日施行)に基づき、異常な渇水による被害を最小限にとどめるよう、県民・水利使用者などがとるべき行動を示した計画(事前渇水行動計画)を策定しました。具体的には、ダム貯水率に応じて、「渇水の深刻度(注意喚起レベル)」、「対策・行動」などを体系化したものとなっています。県民・水利使用者の皆様におかれましては、事前渇水行動計画を参考に適切に行動して頂くようお願い致します。

事前渇水行動計画(那賀川).pdf(116KB)

事前渇水行動計画(吉野川).pdf(532KB) (更新情報:6月14日)

・現状における渇水の深刻度(注意喚起レベル)
吉野川 → 取水制限期(オレンジレベル)
那賀川 → 取水制限期(オレンジレベル)

現状における注意喚起レベルの情報発信

那賀川
オレンジレベル

吉野川
オレンジレベル